平成２５年（フ）第１４号
愛媛県四国中央市土居町津根2429―１　コート・ファミールＤ棟201号、住民票上の住所愛媛県四国中央市土居町蕪崎1581番地１
債務者　川上　直巳
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２０号
愛媛県西条市丹原町願連寺313番地21、前住所愛媛県西条市丹原町長野1555番地３
債務者　一色　直樹
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８号
愛媛県今治市波止浜１丁目２番29号、前住所愛媛県今治市大新田町４丁目４番20号
債務者　藤田　武博
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１号
高知県高岡郡佐川町東組1288番地５
債務者　筒井　美穂
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４号
福岡県飯塚市潤野934番地23
債務者　兒島えつ子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５号
宮崎県日南市吾田東２丁目９番23号
債務者　中西菜津美
１　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
宮崎県延岡市岡富町771番地２　サンハイツ翔Ｂ101
債務者　後藤　　守
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末2124番地県営本村団地７棟702号
債務者　千田　禎治
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4326番地
債務者　竹村　正義
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２９号
北海道古宇郡泊村大字興志内村字茂岩１番地の５
債務者　加藤　幸枝
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第４１２号
兵庫県宝塚市桜ガ丘８番20―301号、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目10―10―301、住民票上の前住所神戸市中央区生田町１丁目２番29号
債務者　スタジオ・デポこと金森商店こと　能勢　隆司
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目７番３号
債務者　中川　慎治
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目７番３号
債務者　中川　聡美
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１２号
徳島市城南町４丁目１番61号、旧住所徳島市鮎喰町２丁目122番地
債務者　鎌田　澤江
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４５２号
大阪府寝屋川市明徳２―５―Ｃ３号棟201号室、住民票上の住所大阪府門真市御堂町15番４―208号
債務者　福永　輝男
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２８号
大阪府高槻市津之江町１丁目70番１号
債務者　的場　幸一（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１９号
大阪市北区本庄東１丁目12番17―211号
債務者　林　　守男
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部